

令和7年度 伊東市長寿ふれあい交流事業助成金手続き等の流れ

交流事業

高齢者との親睦・交流を目的としたバス旅行を実施する団体（参加人数20人以上でそのうち65歳以上の割合が2/3以上）に対し、バスの借上げ料の一部（バス借上げ料の1/3相当額、ただし4万円を上限とする）と参加した市内在住の高齢者20人超の人数×1,000円を助成します。

<事例：●●町内会の場合>

【事業の計画】 ●●町内会では高齢者との交流を図るため★★市にある花公園へバス旅行を計画。10月10日（火）9時出発予定、参加者25人（うち**高齢者23人**）と見込み、バス会社へ見積りを依頼した。町内で案内チラシを作成し事前申込制とし参加者を募った。

【(事前) 申請手続き】 ●●町内会→市へ（申請額：43,000円）

※実施予定日から15日前まで※ 期日までに必ず申請してください

「①長寿ふれあい交流事業申請書兼実施計画書」、「②バス会社の見積書」、「③旅行程表」を添付して、市役所高齢者福祉課へご提出ください。

【交付決定通知】 市→●●町内会へ（交付決定額43,000円）

上記の申請書に基づき、交付決定額を通知します。

【事業の実施（バス旅行）】

実際は、見込みよりも**1名欠席：参加者24人（うち高齢者22人）**で旅行へ行った。
バス借上げ料は126,000円（市助成金は42,000円へ変更となった）

【事業完了（バス旅行後）に関する手続き】 ●●町内会→市へ（報告額42,000円）

※書類受付時に、訂正箇所がある場合があります。

事前申請時と同じ「印鑑」を持参した上で、以下を高齢者福祉課へご提出ください。

- ① **長寿ふれあい事業 完了報告書**（総事業費等の変更があった場合は、変更後の金額で作成する）
- ② **参加者名簿（申請団体が作成したもの）** ※氏名・住所・年齢65歳以上対象有無の項目
- ③ **領収書（写しでも可能）** ※領収書の宛名に「申請団体名」の記載があることを確認してください
- ④ **振込口座の通帳の写し（銀行支店名・口座番号等の記載面）** ※本年度初めて申請を行う団体は必須
- ⑤ **請求兼領収書（※押印必要）** ※振込する通帳と照会し、口座名義や口座番号の確認をお願いします。
- ⑥ **集合写真（※可能な限り、参加者全員が入った写真を撮影してください）**
- ⑦ **委任状（申請団体名が口座名義に含まれていない場合のみ提出※押印必要）⇒市担当者へ伝える**

【助成金の支払い（完了報告受付から約1か月後）】 市→●●町内会

完了報告書類の提出から「約1か月後」に指定の口座へ助成金を振込させていただきます。

※注意※ 参加した高齢者の対象要件を調査し、年齢等が非該当の場合は交付金額の減額もあります。